

令和3年度長野県環境保全研究所外部評価委員会

資 料

長野県環境保全研究所

令和3年11月22日

目 次

- 1 令和3年度外部評価委員会 委員名簿 . . . 1ページ
- 2 令和3年度外部評価委員会 参加者 . . . 2ページ
- 3 長野県環境保全研究所外部評価委員会設置要綱 . . . 3ページ
- 4 長野県環境保全研究所外部評価委員会設置要領 . . . 4ページ

令和3年度 長野県環境保全研究所外部評価委員会 委員名簿

令和3年11月22日現在
(五十音順、敬称略)

氏名 (敬称略)	所属等	備考
込山 晴美	生活協同組合コープながの 組合員理事	
酒井 美月	長野工業高等専門学校環境都市工学科 准教授	
島野 光司	信州大学理学部理学科物質循環学コース 准教授	
菅田 誠治	国立環境研究所 地域環境保全領域 大気モデリング研究室 室長	委員長
高山 久	一般社団法人 長野市薬剤師会 専務理事 事務局長	
長野 則之	信州大学医学部保健学科 教授	
松本 明人	信州大学工学部水環境・土木工学科 准教授	

任期：令和4年3月31日まで

令和3年度長野県環境保全研究所外部評価委員会 参加者

県庁関係課

所 属	職	氏 名
環境政策課	主査	高橋 晴彦
水大気環境課	主査薬剤師	小林 利典
	技師	飯島 庸平
	主事	田島 千聖
生活排水課	技師	和田 健太郎
資源循環推進課	廃棄物監視員	山崎 淳

環境保全研究所

所 属	職	氏 名
	所 長	吉原 英樹
	次長兼企画総務部長	八町 博明
	次 長	渡辺 昭生
企画総務部	企画情報課長	兒玉 家起
	研究員	戸谷 尊文
	技師	宮下 紘介
水・土壌環境部	部 長	小林 弘和
	専門研究員	戸谷 和俊
	研究員	柳町 信吾
大気環境部	部 長	掛川 英男
	主任研究員	堀内 孝信
	研究員	町田 哲
循環型社会部	部 長	渡辺 哲子
	専門研究員	安藤 景子
自然環境部	部 長	須賀 丈
	主任研究員	北野 聡
	研究員	浦山 佳恵
	研究員	黒江 美紗子
感染症部	部 長	福井 秀樹
	主任研究員	小野 諭子
	主任研究員	竹内 道子
食品・生活衛生部	部 長	土屋 としみ
	専門研究員	小山 和志
	研究員	本間 大輔
	技師	鎌田 光貴

長野県環境保全研究所外部評価委員会設置要綱

(設 置)

第1条 長野県環境保全研究所研究管理要綱第8条及び9条に規程する、長野県環境保全研究所（以下「研究所」という。）が行う業務、調査研究が真に県民益となるよう、中長期的な観点に基づき客観的かつ公正に判断するため、外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会の委員は次に掲げる者の中から、7名以内の範囲で研究所長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 環境保全、自然保護、保健衛生に関する団体関係者等
- (3) その他研究所長が必要と認める者

2 委員会に委員長をおき、委員長は委員会を統括する。

3 委員長は委員の互選により選出する。

4 委員会には、必要により部会を設置することができる。

5 委員会は、研究所内に事務局を置く。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は3年とし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは補充することができる。なお、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議の開催)

第4条 委員会の開催は原則として年に1回とし、研究所長の依頼を受け委員長が招集する。

(実施方法)

第5条 委員会の実施方法は別に定める「長野県環境保全研究所外部評価委員会実施要領」によるものとする。

(附 則)

この要綱は平成18年11月6日から施行する。

(平成23年3月30日一部改正)

(平成31年3月29日一部改正)

長野県環境保全研究所外部評価委員会実施要領

1 目的

長野県環境保全研究所外部評価委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、委員会の実施に関して必要な事項を定める。

2 評価対象

- (1) 研究所の組織体制、業務全般等
- (2) 事業及び調査研究
 - ア 継続研究の進捗状況及び途中成果
 - イ 終了研究の目的達成度、成果及びその活用方法
- (3) 研究所の今後の調査研究のあり方、要望等の提言

3 評価の実施

「2 評価対象 (1) 及び (3)」に関する評価（機関評価）は3年に1度、委員改選初年度に実施する。機関評価を実施する年度には「2 評価対象 (2)」に関する評価（課題評価）は行わないものとする。

4 評価の活用

研究所長は評価の結果を、組織運営等に活かすとともに、今後の研究課題の構築などに活用するものとする。

5 評価の公表

評価結果については研究所ホームページに掲載する等の方法により公表する。

6 その他

(1) 秘密保持

外部評価委員は評価対象に係る個人情報、知的財産権等の秘密保持の義務を負うとともに、評価内容の公開に際しても適切な配慮を行う。

(2) 評価方法等の見直し

研究所を取り巻く環境の変化等に対応した適切な評価システムを維持するため、必要に応じ評価の実施方法を見直すものとする。

7 事務局

要綱第2条5項に基づく委員会の事務局は企画総務部に置き、委員会の運営その他に関して必要な事務を行う。

附則

この要領は平成18年11月6日より適用する。

(平成23年3月30日一部改正)

(平成31年3月29日一部改正)